

高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領等の改正理由及び改正内容

漁業振興課 資源・生産担当

1 取扱要領の改正

(1)改正理由

- ・ これまでは、韓国向けに輸出する海産養殖魚等の健康証明に関して国による規定はなく、各都道府県が個別に要領等を施行し対応していた。高知県においても、「高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領」及び「高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領の運用について」を施行し韓国向けの海産物輸出に対応していた。

しかし、平成 30 年 3 月 28 日付け 29 消安第 6770 号農林水産省消費・安全局地区水産安全管理課長通知により国が「韓国向け輸出水産動物等の動物衛生証明書発行等に関する取扱要領」を制定したため、本県においても新要領に則り現要領を改正した。

(2)改正内容

- ①要領名を「高知県海産養殖輸出動物衛生証明書取扱要領」に変更。
- ②発行する証明書を動物衛生証明書「HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF LIVE AQUATIC ANIMALS AND PRODUCTS OF AQUATIC ANIMAL ORIGIN FROM JAPAN TO THE REPUBLIC OF KOREA」に変更。
- ③証明書発行申請書の様式を国準拠に変更。
- ④発行申請書に新たに原産地証明書、パッキングリスト及び副申書(区画漁業権証明)を添付するよう制定。
- ⑤衛生検査の方法を平成 30 年 3 月 28 日付け 29 消安第 6770 号に基づいた方法に変更。
- ⑥証明書の効力がある期間を検査した日から 12 日以内から検査した翌日から 15 日以内へ変更。
- ⑦「証明書の発行申請前の手続き」を追加。

2 運用についての改正

(1)改正理由

- ・ 要領の改正同様に平成 30 年 3 月 28 日付け 29 消安第 6770 号に基づいた運用内容に変更する必要が生じたため。

(2)改正内容

- ①運用名を「高知県海産養殖輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について」に変更
- ②発行する証明書を健康証明書から動物衛生証明書に変更。
- ③検体数及び検体採取方法におけるロットごとの必要検査尾数は、韓国政府が制定している水産疾病管理法に基づくものとした。
- ③地域での呼称及び区画漁業権で認められた漁場の位置を表す言葉を「養殖場名及び住所」から「生産施設／養殖場」へ変更。